

第1 消火器具の設置等に関する指導基準

1 用語の定義

(1) 消火器

水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火用具を除く。）であって、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器規格省令」という。）の規定に適合するものをいう。

(2) 住宅用消火器

消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

(3) 交換式消火器

本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいう。

(4) 水消火器

水（消火器具用消火剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する湿潤剤等（以下「湿潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(5) 酸アルカリ消火器

消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（湿潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(6) 強化液消火器

消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（湿潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(7) 泡消火器

消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（湿潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(8) ハロゲン化物消火器

消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(9) 二酸化炭素消火器

液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(10) 粉末消火器

消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（湿潤又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

(11) 加圧式の消火器

加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。

(12) 蓄圧式の消火器

消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等（以下「圧縮ガス」という。）の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。

(13) A火災

(14) に掲げるB火災以外の火災をいう。

(14) B火災

法別表第1に掲げる第4類の危険物並びに危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。

(15) 能力単位の数値

消火器規格省令第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあっては容量8L以上のもの3個を1単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあっては容量8L以上の消火専用バケツ3個以上を有する容量80L以上のもの1個を1.5単位又は8L以上の消火専用バケツ6個以上を有する容量190L以上のもの1個を2.5単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあってはスコップを有する50L以上のもの一塊を0.5単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあってはスコップを有する160L以上のもの一塊を1単位として算定した消火能力を示す数値をいう。

2 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器とし、A火災に適應する能力単位は3単位以上とすること。ただし、住居部分に設置する粉末（ABC）消火器は、1単位以上で足りるものとする。●

(2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。▲

3 一般事項

(1) 令第10条第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として設ける、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）をいう。（例：コンロ、フライヤー、カセットコンロ等）

なお、火を使用する設備又は器具に、法第9条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発

生のおそれのある器具」は含まれないものであること。(例：IH、電子レンジ等)

(2) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する措置を設けることをいう。

ア 調理用過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 自動消火装置

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物(自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。)とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

(3) 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合には、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱う。

ア グリル過熱防止機能(グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)

イ グリル消し忘れ消火機能(グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)及び炎あふれ防止機能(グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能)

(4) 鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え安全装置は「防火上有効な措置」には該当しないものとする。

(5) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」は、次によること。

なお、条例第36条第2項第2号の規定についても、これを準用する。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50kW以下のものを除く。)

イ 燃料電池発電設備(条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(条例第12条第4項に定めるものを除く。)

エ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kWh以下のものを除く。）

（6）令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所をいう。

なお、条例第36条第2項第3号の規定についても、これを準用する。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）

オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ケ 簡易サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

コ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

（7）条例第36条第2項第1号に規定する「火花を生ずる設備のある場所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア グラビア印刷機

イ ゴムスプレッター

ウ 起毛機

エ 反毛機

オ 製綿機

カ 放電加工機

キ 前アからカまでによるほか、その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所

（8）条例第36条第2項第3号に規定する「動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物を煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所をいう。

（9）条例第36条第2項第4号に規定する「引火性又は発火性の物質を貯蔵し、又は取り扱う場所」とは、危政令第1条の11に規定する指定数量の10分の1以上で、かつ、同条に規定する指定数量の5分の1に満たない数量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

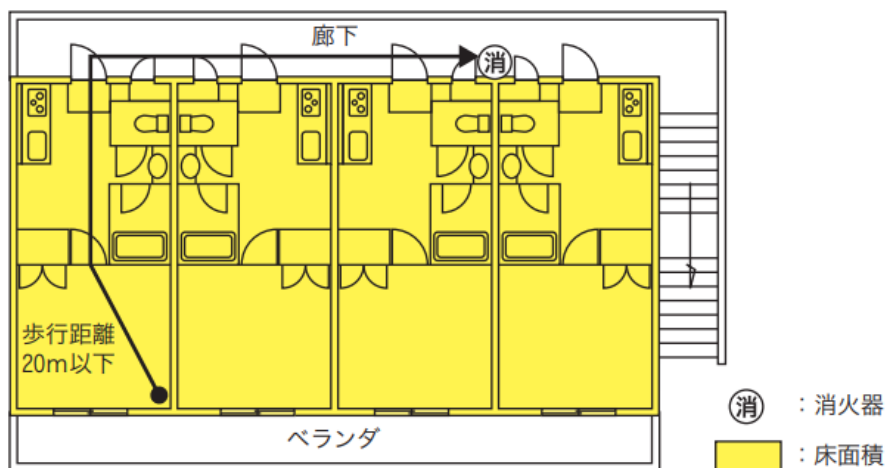
4 設置場所

消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

（1）令別表第1（3）項に掲げる防火対象物で、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する火を使用する

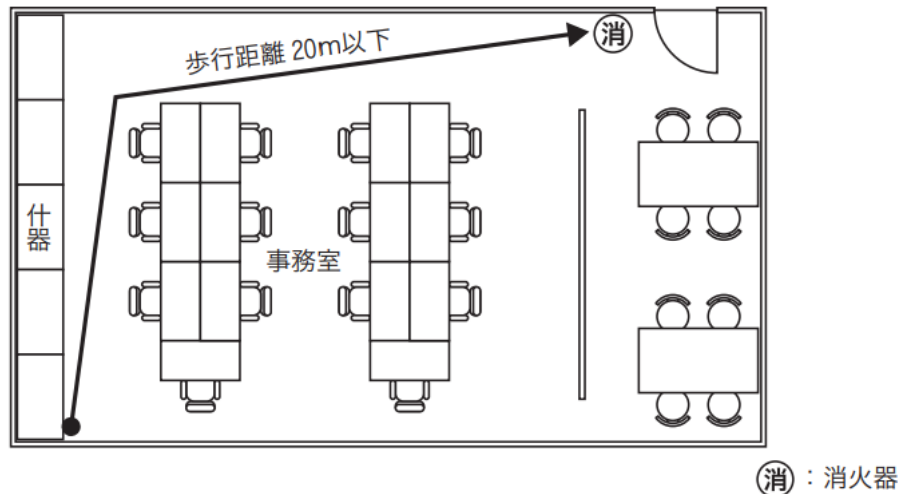
設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具が設けられた防火対象物又はその部分に設置すること。▲

- (2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれているものとする。
- (3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。●
- (4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器具全体が、床面からの高さを1.5 m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。●
- (5) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。【図1】



【図1】

- (6) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20 m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。【図2】



【図 2】

(7) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

(8) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。●

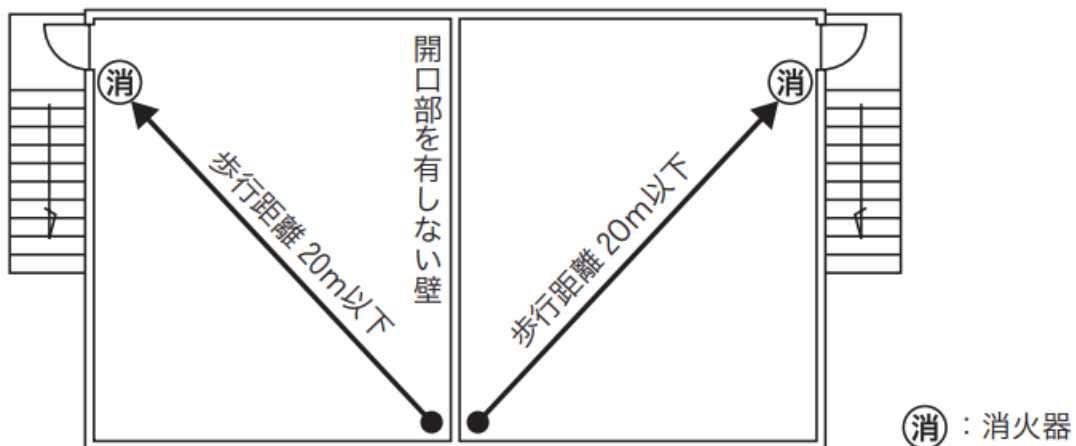
ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所

イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所

ウ 雨水のかかる場所

なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。●

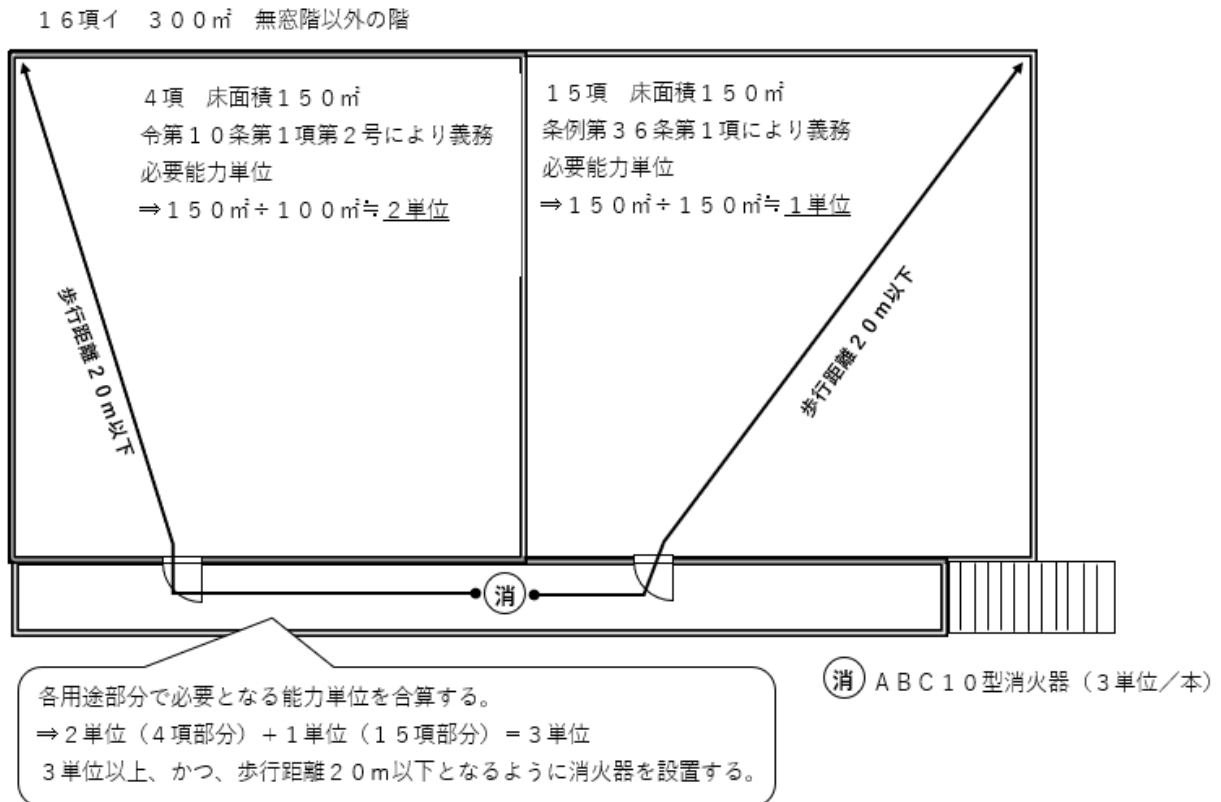
(9) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。●【図 3】



【図 3】

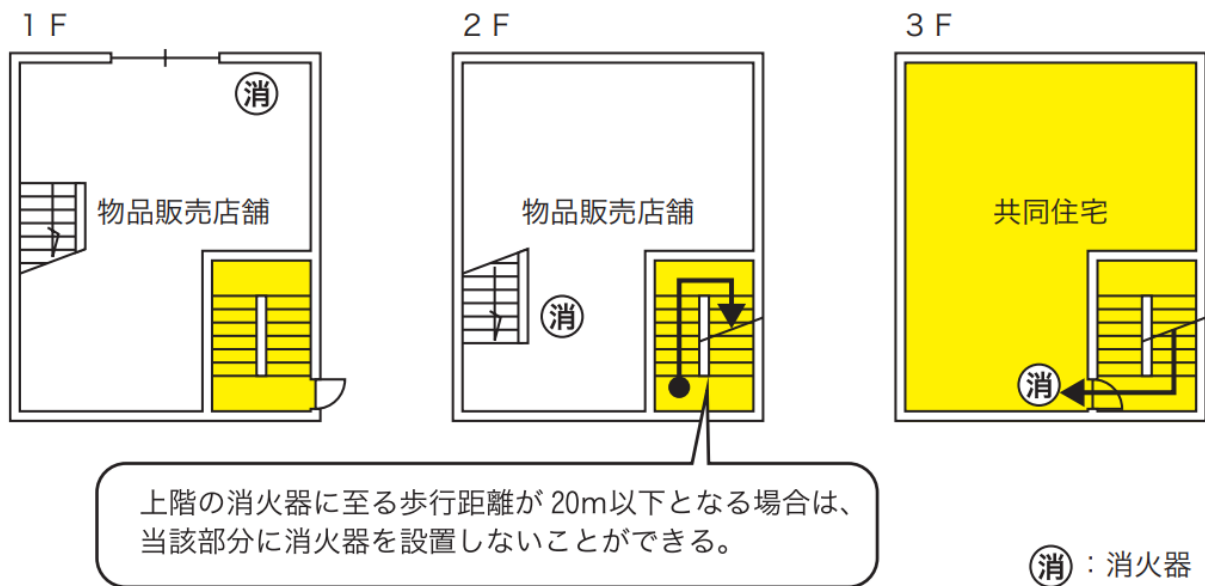
(10) 複合用途防火対象物において、令別表第一に掲げる各用途部分が相互に往来可能である等、消火器具の使用上支障がないと認められる場合は、共用部分等に設置する消火器具を各用途部分において兼用できるものとする。

この場合において、当該消火器具の能力単位は、兼用する各用途部分に必要な能力単位を合算した値以上とし、かつ、規則第6条第6項に規定する歩行距離を満たすものであること。【図4】



【図4】

(11) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。【図5】



【図 5】

(12) 共同住宅等で管理上やむをえない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。

ア 消火器の標識を扉の前面に表示すること。

イ パイプシャフト等には、消火器を容易に保管及び取り出すことができるスペースを有していること。

ウ パイプシャフト等の扉は、常時開放可能であること。

(13) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

(14) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

5 能力単位の算定

(1) 消火器の能力単位は、規則第6条第1項の規定及び消火器規格省令によること。

(2) 能力単位の算定

ア 規則第6条から第8条及び条例第36条第3項の規定による能力単位の数値の算定については、次によること。なお、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。●【表1】

【表 1】

防火対象物等の区分		必要単位数又は個数
令 及 び 規 則	(1) 項イ、(2) 項、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項、(17) 項	面積 / 50 m ² (※)
	(1) 項ロ、(3) 項から (6) 項まで、(9) 項及び (12) 項から (14) 項	面積 / 100 m ² (※)
	(7) 項、(8) 項、(10) 項、(11) 項、(15) 項	面積 / 200 m ² (※)
	少量危険物	<u>貯蔵又は取扱い数量</u> 指 定 数 量
	指定可燃物	<u>貯蔵又は取扱い数量</u> 指定可燃物の単位数 × 50
	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	100 m ² 以下ごとに 1 個以上
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 (※3)	面積 / 25 m ²
条 例	(16) 項に掲げる防火対象物のうち、同表 (3) 項から (6) 項まで、(9) 項又は (12) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物の用途に供する部分を有するもので延べ面積が 150 m ² 以上のもの	面積 / 150 m ² (※)
	変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 (令第 10 条第 1 項各号の適用を受けない防火対象物又はその部分に存する場所)	100 m ² 以下ごとに 1 個以上
	鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 (令第 10 条第 1 項各号の適用を受けない防火対象物又はその部分に存する場所)	面積 / 25 m ²

※ 特定主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料で仕上げた場合は、当該数値の 2 倍とする。(規則第 6 条第 2 項) なお、内装については、第 2 章第 1 1 「内装制限に関する基準」を参照すること。

イ 条例第 36 条第 2 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に規定する各部分に設ける消火器の能力単位は、1 以上とする。

(3) 令第10条第1項の規定との関連における条例第36条第1項の規定の適用については、次によること。

ア 防火対象物全体が令第10条第1項の適用を受けない場合は、当該防火対象物の延べ面積を150㎡で除して得た数値以上の能力単位を有する消火器具を設置すること。

(例1) 防火対象物全体が条例適用となる場合

(16) 項イ 延べ面積300㎡ **条例適用** 2単位

(15) 項
200㎡
令適用なし

(4) 項
100㎡
令適用なし

○必要能力単位

(16) 項イ

$300\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 2 \rightarrow 2\text{単位}$

イ 防火対象物の一部が令第10条第1項の適用を受ける場合は、当該防火対象物全体の床面積により条例第36条の規定の適用の有無を判断し、令第10条第1項各号の適用を受ける部分以外の部分の床面積を150㎡で除して得た数値以上の能力単位を有する消火器具を設置すること

(例2) 防火対象物の一部が条例適用となる場合

(16) 項ロ 延べ面積300㎡ **条例適用**

(12) 項イ
150㎡
令適用 2単位

(15) 項
150㎡
条例適用 1単位

○必要能力単位

(12) 項イ

$150\text{㎡} \div 100\text{㎡} = 1.5 \rightarrow 2\text{単位}$

(15) 項

$150\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 1 \rightarrow 1\text{単位}$

ウ 防火対象物全体が令第１０条第１項の適用を受ける防火対象物は、条例第３６条第１項の適用規模であっても、令第１０条第１項により設置されているので条例第３６条第１項により設置する必要はない。

(例 3) 防火対象物全体が令及び条例の適用規模である場合

(16) 項イ 延べ面積 300 m² 条例適用規模であるが令適用となる。

(12) 項イ
150 m²
令適用 2 単位

(4) 項
150 m²
令適用 2 單位

○必要能力単位

(12) 項イ

$$1\,500\text{ m}^2 \div 1\,000\text{ m}^2 = 1.5 \rightarrow 2 \text{ 單位}$$

(4) 項

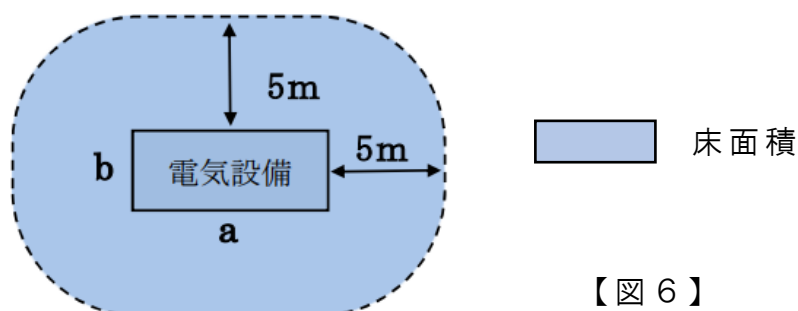
$$1\,500\text{ m}^2 \div 1\,000\text{ m}^2 = 1.5 \rightarrow 2 \text{ 單位}$$

(4) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所」及び条例第36条第2項第2号に規定する「変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所」並びに規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」及び条例第36条第2項第3号に規定する「鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」(以下、「対象場所」という。)の床面積は、次のア及びイにより算定した面積のうち、最小の面積とする。

ただし、対象場所が屋上にある場合は、当該設備等が設置されている据付部分の面積とする。●

ア 対象場所に設置された設備等の周囲から水平距離 5 m の線で囲まれた部分の面積（同一室内に当該設備等が 2 以上設置されている場合は、その合計面積）【図 6】

イ 設備等が設置されている室の面積



【图 6】

（例 6）電気設備への消火器具の設置

電気設備設置部分の床面積が 1 5 0 m² の場合

$$1\,50\text{ m}^2 \div 100\text{ m}^2 = 1.5 \rightarrow 2\text{ 個}$$

令別表第 2 において電気設備の消火に適応する消火器具を 2 個以上設置する。

例：粉末（A B C）消火器 1 0 型を 2 本設置する。

（例 7）厨房設備への消火器具の設置

厨房設備設置部分の床面積が 4 5 m² の場合

$$4\,5\text{ m}^2 \div 2\,5\text{ m}^2 = 1.8 \rightarrow 2\text{ 単位}$$

令別表第 2 において建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具を 2 単位以上となるように設置する。

例：A 火災に対する能力単位が 3 単位／本である粉末（A B C）消火器 1 0 型を 1 本設置する。

6 消火器具の能力単位の減少

- （1）消火器具の設置を要する防火対象物又はその部分に他の消火設備等を設置した場合は、規則第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき【表 2】のとおり消火器具の能力単位の数値を減少することができる。ただし、消火設備等の適応性が設置すべき消火器具の適応性と同一である場合に限る。

【表 2】

減免の要件	減免できる能力単位の数値等
大型消火器の有効範囲	2 分の 1
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン消火設備又は粉末消火設備の有効範囲内の部分	3 分の 1（※） 大型消火器を設置しないことができる。

※防火対象物の 1 1 階以上の部分に設置するものには適用しない。

（例 8）減免規定を適用する場合（屋内消火栓設備が設置）

用途	7 項
延べ面積	3, 0 0 0 m ²
必要能力単位の数値（減免前）	$3, 0 0 0\text{ m}^2 \div 200\text{ m}^2 = 15\text{ 単位}$
減免可能能力単位	$15\text{ 単位} \div 3 = 5\text{ 単位}$
必要能力単位の数値（減免後）	$15\text{ 単位} - 5\text{ 単位} = \underline{10\text{ 単位}}$

(2) 前(1)により能力単位の数値を減少することができるが、規則第6条第6項に規定する歩行距離は緩和されない。

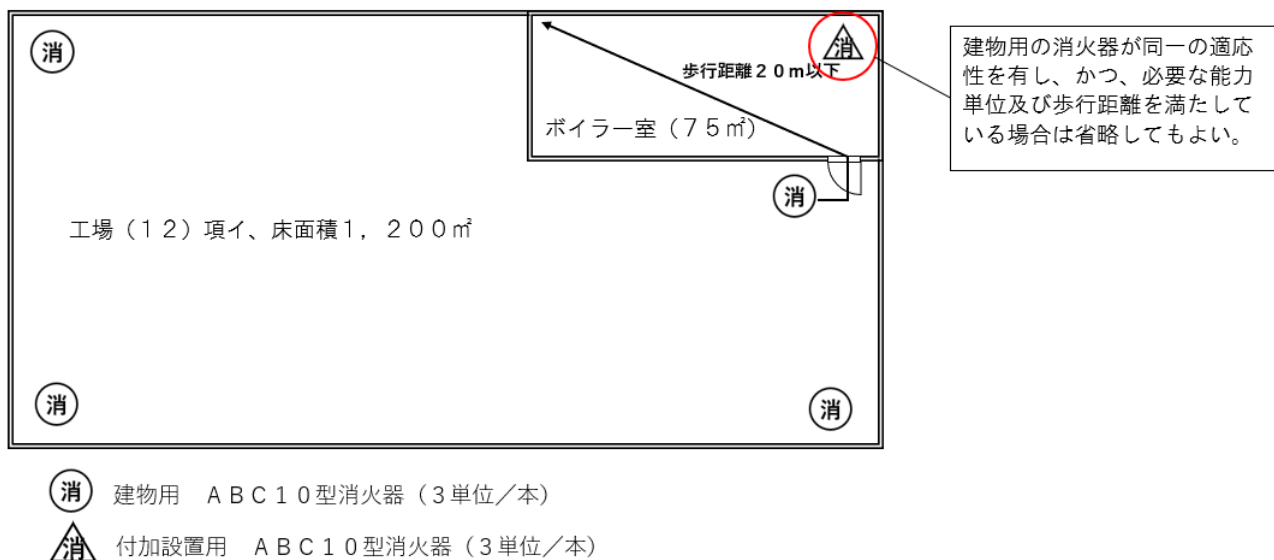
7 付加設置

(1) 令第10条第1項又は条例第36条第1項の規定により設置される消火器は、規則第6条第3項から第5項まで又は条例第36条第2項各号の規定により付加して設置すべき消火器と同一の適応性を有し、かつ、必要な能力単位及び歩行距離の基準を満たす場合は、当該付加設置分を兼ねることができるものとし、重複して設置しないことができるものとする。

なお、規則第6条第4項又は条例第36条第2項第2号の規定により算定した個数は、能力単位数に読み替えるものとする。

(2) 前(1)により消火器を設置する場合は、当該消火器を防火対象物全体における消火器として有効に使用できるよう、出入口付近の廊下、通路等の避難上及び使用上支障のない場所に配置するものとする。▲

(例9) 消火器の設置手順



例 令別表第1(12)項イ

延べ面積 1,200 m²、ボイラー室 75 m²

①令第10条第1項第2号イにより、消火器を設置

1,200 m² ÷ 100 m² = 12単位必要

②規則第6条第5項により、(12)項イ部分に存する火気設備等の部分に消火器を付加設置

75 m² ÷ 25 m² = 3単位必要

8 標識

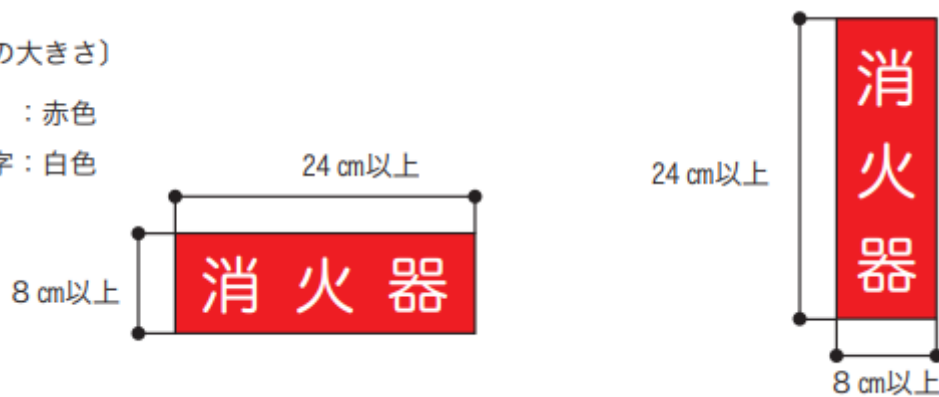
規則第9条第4号に規定する標識は、短辺8 cm以上、長辺24 cm以上とすること。●【図7】

ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、JIS Z 8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、令第32条の規定を適用し、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。【図8】

(標識の大きさ)

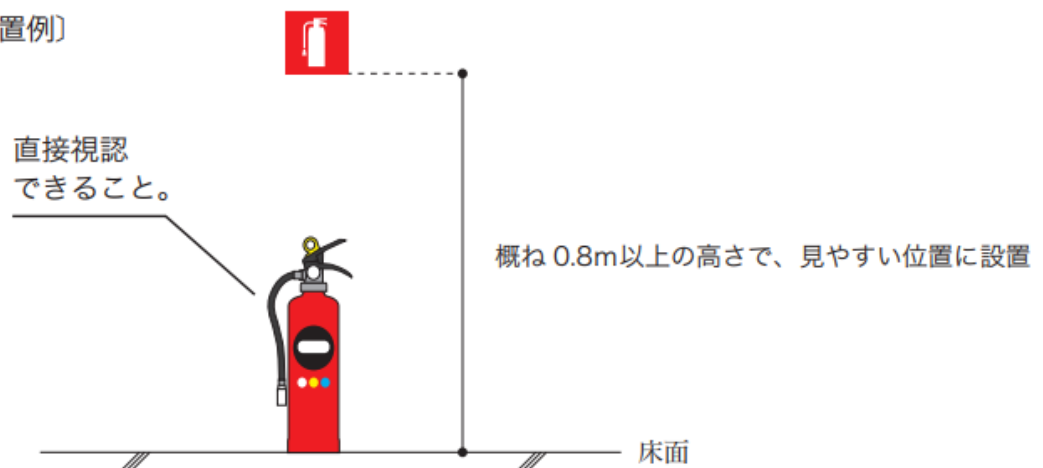
地 : 赤色

文字 : 白色



【図7】

[ピクトグラムの設置例]



【図8】

9 大型消火器

規則第7条に規定する大型消火器（能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上有する消火器をいう。以下同じ。）については、危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設けるとともに、規則第6条の規定による消火器具を設置させること。

10 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

（１）材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は８Ｌ以上１０Ｌ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。●

イ 膨張ひる石は、ＪＩＳ Ａ５００９に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、ＪＩＳ Ａ５００７にそれぞれ適合するものであること。▲

（２）設置場所

ア 省令第６条第１項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ３個の集団をもって１単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ３個をまとめて設置すること。

イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

ウ 省令第９条第２号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。

（ア）水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所

（イ）乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかる場所